

特集●歴史は二度繰り返す？

I 人口減少と少子化社会

論文■近世中期の人口減少と少子化対策 高橋美由紀

コメント■現代と近世中期の人口減少・少子化対策 高橋 重郷

近世中期の人口減少と少子化対策

高橋美由紀（日本学術振興会特別研究員）

江戸時代中期は、全国的に人口数が停滞しており、特に東北地方の太平洋側ではそれが顕著であった。このため、藩など地域レベルにおいて、現代と同様に労働力人口の増加策が必要と考えられた。社会増加面からは他領からの移入を図った。そして、自然増加面からは出生数の増加、あるいは墮胎・間引きの禁止を目的として「赤子養育仕法」を実施した。赤子養育仕法は、藩からの御用金と豪商からの拠出金を基金とし、これを運用した利子を用いた。運用では、仕法の目的に添い、出生数を上昇させるような貸出策を講じた。施策の効果の程は定かではないが、自然増加を伴う人口増加は、最終的には地域レベルでの経済水準の上昇によって可能となったといえる。

目次

- I 女性労働と出産
- II 江戸時代における人口趨勢
- III 陸奥国二本松藩における人口趨勢
- IV 近世の人口増加施策——赤子養育仕法

I 女性労働と出産

1 労働強度・栄養水準と妊孕力

現在、「少子化」が問題とされる中で、よく、「昔は子どもが多かった」という意見を耳にする。だが、その場合の「昔」とは、人びとが実体験している時期か、あるいはその父母が体験している「昔」あたりではないだろうか。しかし、もう少し時代をさかのぼってみると、意外に一夫婦あたりの生存子ども数は多くなかった。たとえば、近

世東北地方における1人の女性の出産子ども数は、現代の合計特殊出生率1.29と比べると高いものの、3人から4人程度であった¹⁾ (表1)。そして、このうち成人まで生き残った者となるとさらに少なくなり、家系の維持さえ困難な場合もあった。このような低出生力の背景には、女性が家事ばかりではなく、農作業などにおいても労働力として活用されており、さらに、栄養水準も高くなかったために流産が多かったり、妊孕力が低くなったりしたことが影響していると考えられている。

2 労働・社会環境と出産

今回具体例として取り上げる陸奥国安積郡あきか（二本松藩に属する）の農村の場合には、結婚後に奉公（一般には、住み込み労働）に出る者も多く、その場合には出産子ども数が抑えられたと思われる。この地域では、天保飢饉（1833-36）後の1840年

表1 合計特殊出生率

町場（郡山上町）			農村（下守屋村+仁井田村）		
年代	合計特殊出生率	合計有配偶出生率	年代	合計特殊出生率	合計有配偶出生率
1729-30	2.84	2.84	1716-59	3.1	3.41
1731-40	2.97	3.13			
1741-50	2.83	3.04			
1751-60	3.18	3.49			
1761-70	3.16	3.58	1760-99	2.61	3.16
1771-80	2.76	3.23			
1781-90	2.69	3.18			
1791-1800	3.34	4.00			
1801-10	3.75	4.69	1800-39	3.07	3.91
1811-20	3.72	4.84			
1821-30	3.85	4.85			
1831-40	3.66	5.20			
1841-50	4.20	5.89	1840-70	3.38	4.36
1851-60	4.21	5.86			
1861-70	3.67	5.17			

出所：町場は高橋美由紀（2005）『在郷町の歴史人口学』ミネルヴァ書房、農村はTsuya, O. Noriko and Satomi Kurosu, 1998, "Patterns and Covariates of Fertility in 18th and 19th Century Rural Japan: Evidence from Two Northeastern Villages", EAP Working Paper Series No.16.

代あたりから出産子ども数が増えており、人口が増加傾向となっている。これは、養蚕業の制限緩和など藩政改革の影響により、村レベルでの地域の経済状況が向上したことによる。すなわち、農村から外へ奉公に出なくても人びとが暮らしていけるようになった。そして、夫婦が共に暮らせるようになったことにより、子どもを持つ機会が増え、家計上も育てていけるようになった。

II 江戸時代における人口趨勢

1 幕府調査国別人口表

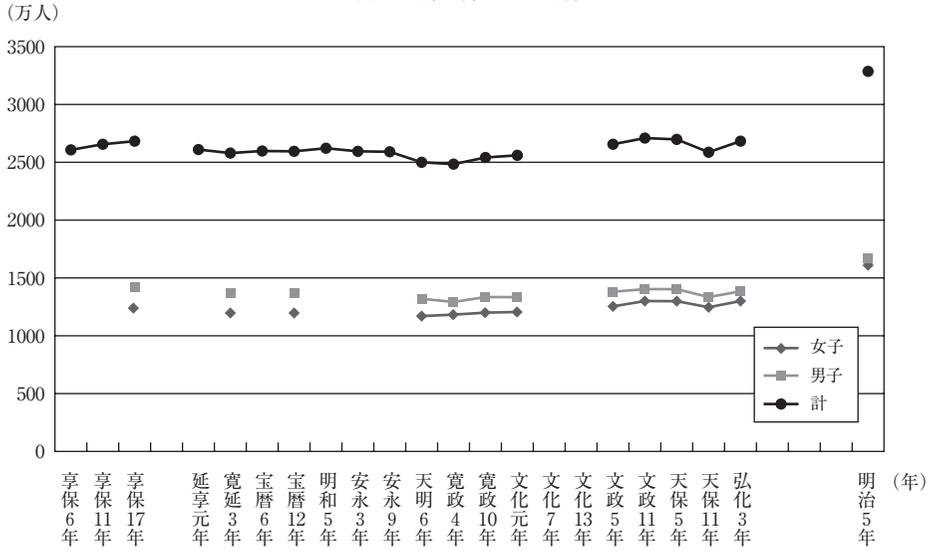
近世における日本全国の人口趨勢は、「幕府調査国別人口表」によって、知ることができる²⁾。それまでも、地域ごとの人口調査は存在したが、八代将軍徳川吉宗は享保6（1721）年に全国の国別人口調査を始めた。これは、それまで国別に行ってきた人口調査の結果を、幕府に報告するように命令したものである。2回目の調査である享保11（1726）年からは、6年ごとの子午の年に、弘化3

（1846）年まで調査が行われた。しかしながら、この数字には、武士人口などが含まれておらず、藩による相違がある。たとえば、8歳以下の子どもは含まれていない藩も存在する。

これによってみると、享保6年が2600万人（武士・公家や前述した子どもなどの除外人口分、約500万人を加えると3100万人）、弘化3年が2690万人であるから、120年間に90万人と、ほとんど人口は増加していないに等しい（図1）。近世中期におけるこのような人口停滞は、環境破壊を押しとどめたり、文化的な繁栄をもたらしたりするなどの利点も持ったが、現代と同様に人口停滞を「危機」と考える人びとも存在した。そして、そのような人びとによって人口増加策が思案された。

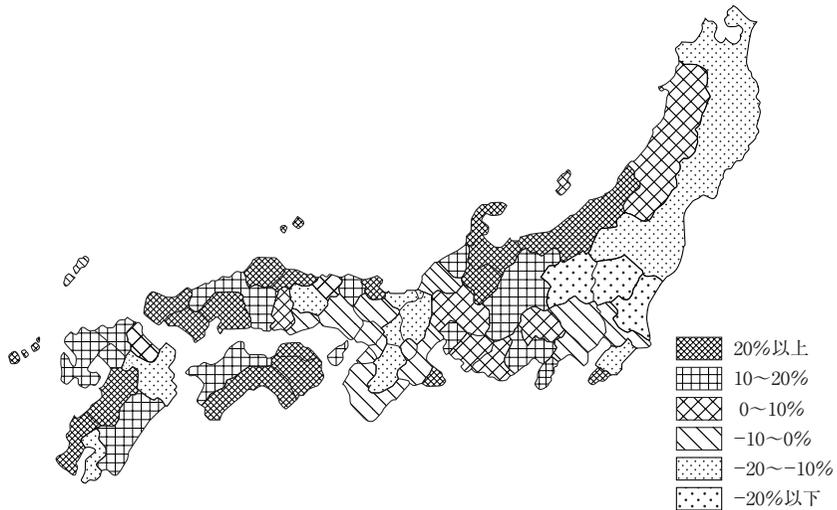
残念ながら、幕末期、弘化3年から明治5（1872）年までの人口趨勢は得られない。しかしながら、この間の人口趨勢はミクロレベルの史料から推察することが可能である。すなわち、各地域に残された宗門人別改帳などの人口が判明する史料によって、村や町ごとの人口趨勢を追っていくのである。

図1 江戸時代の人口趨勢



出所：幕府調査国別人口表，データは，関山直太郎(1958)『近世日本の人口構造』吉川弘文館，p.123.

図2 1721—1846年の人口増加率



出所：速水融(2001)『歴史人口学で見た日本』文春新書，p.63A図。データは，幕府調査国別人口表，関山直太郎(1958)『近世日本の人口構造』吉川弘文館，pp.137-139など。

2 人口増減の地域差

前述のように，全国人口は近世中期において停滞していたといわれていた。しかしながら，これを地域別に分けてみるとかなり多様であることが，

速水融氏によって指摘されている³⁾。すなわち，東北から関東地方にかけては減少ないし停滞，中央日本では停滞，北陸地方および西日本南では増加となっている(図2)。

Ⅲ 陸奥国二本松藩における人口趨勢⁴⁾

1 二本松藩全体の人口趨勢

さて、ここで地域を絞り、陸奥国二本松藩の人口をみていきたい。この地域は、人口に関する近世史料（人別改帳）が長期にほぼ毎年残存する町村が存在し、歴史人口学的研究が国際的にも進んでいる。もちろん、史料が残存するということが、この地域の特徴に由来することは認識する必要がある。すなわち、史料の連続性およびそれが残存するという点においては、制度上の利点があった。具体的には、猪苗代湖南の地方などの若干の村替を除いては、基本的に丹羽氏の支配が寛永20（1643）年から幕末まで続き、領主の移封が行われなかったこと、町村レベルでも役人（名主）の交代が少なかったために、村控えの史料が残存していることなどである。また、人口に関する調査が行われていたこと背景としては、郡山町などの町場を除き、藩全体では人口減少に悩まされていたこと、その問題を領主レベルの者が重要と考えていたことなどがある。

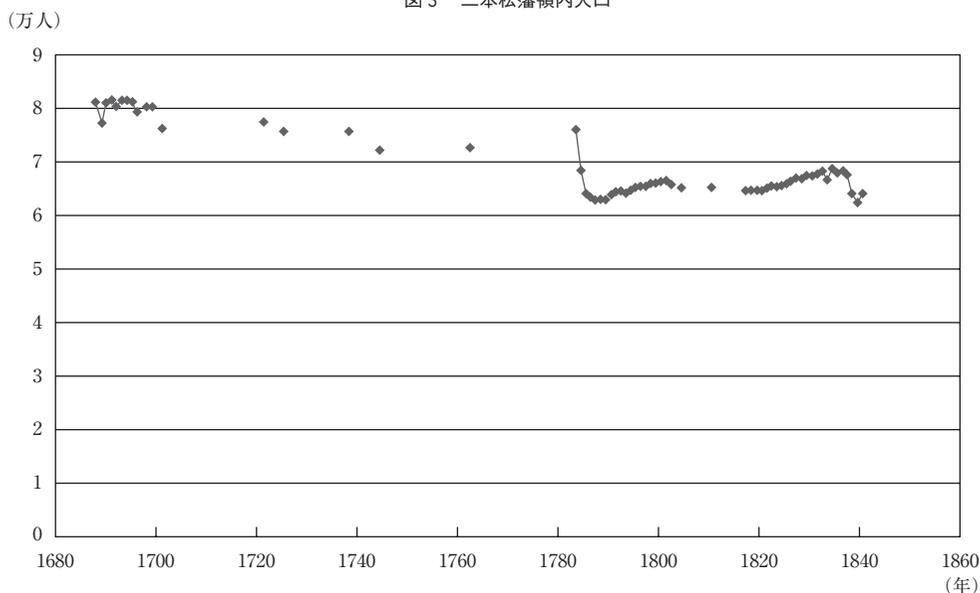
さて、図3をみると、天明の飢饉（1781-89）で人口が減少している。この時、領内人口は7万

5000人強から約1万人減少し、6万5000人程度となった。天明の飢饉の原因は冷夏であり、東北地方の太平洋側での被害は大きかった。藩政府は、人口増加施策と経済の立て直しとの必要に迫られた。為政者は、人口に関して、移入者数から移出者数を減じた「社会増加」と、出生者数から死亡者数を減じた「自然増加」との両面で施策を立てた。また、経済的にも、従来は米作の妨げになるという理由で取り締まってきた養蚕業を認めるなど、方向を転換して対策を講じた。地域レベルでの経済水準の向上が人口施策とあいまって、やがて19世紀の第1四半世紀を過ぎたころから、二本松藩の農村地域では徐々に史料に記録される出生者数も増え、人口数の回復が始まった。

2 都市と農村の差

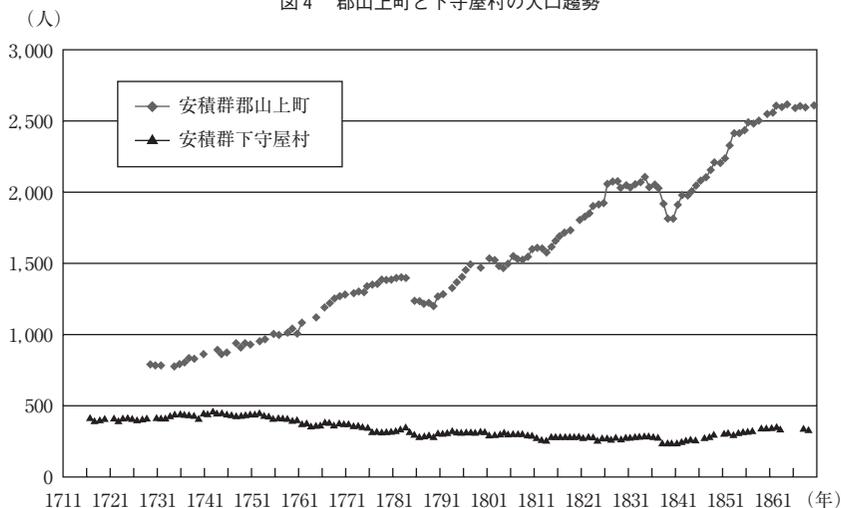
次に、二本松藩内の町村レベルにおける人口趨勢をみていこう。二本松藩は北部の安達郡と南部の安積郡とから構成される。町村レベルでは、人口趨勢が多様であったことを確認するために、ここで安積郡の下守屋村と郡山上町を比較してみた。人口趨勢からは、下守屋村で人口が減少傾向にあるときにおいても、郡山上町では人口が持続的に増加していることがわかる。これは、主とし

図3 二本松藩領内人口



出所：『二本松藩史6近世Ⅲ』，延宝5年～天保11年領内人口戸数調より作成。

図4 郡山上町と下守屋村の人口趨勢



出所：各町村人別改帳。

て社会増加によるものであり、自然増加に関しては大きな差はみられない。社会増加が常に増加を続けるというのは、労働需要の存在する町場の特徴である。また、近世においては、天明の飢饉、天保の飢饉などによって人口が大きく減少する。ただし、これは死亡数が増えたということばかりではなく、飢饉時には出産数が減少することによる。なお、この地域の村の中には養蚕業で栄えたところがあり、このような村は、純農村とは若干異なり町場に近い人口趨勢を持つ可能性が明らかにされつつある。

IV 近世の人口増加施策——赤子養育仕法

1 赤子養育仕法とは？

近世における税（年貢）は、個人や世帯単位ではなく村にかけられていた（村請制）。だが、村の中において、税は高持百姓が応分に負担し、さらに、持高の無い水呑百姓も小作などの形態で農地を耕作し、税の元となる米などを生産する必要があった。すなわち、農地を耕す人手が存在しなくなると、領主も困窮に陥ることになる。そこで、領主側としても、領民の減少に対して策を講ずる必要性があるという認識を持つことになる。

二本松藩では、藩全体の人口減少をくいとめるため、いくつかの人口増加施策が考えられた。人口増加を達成するためには、社会増加と自然増加との2つの手段がある。社会増加面では「越百姓（他領からの引越百姓）の奨励」を行い、領地以外からの人口移入を図った。そして、自然増加面では「赤子養育仕法」を採用したのである。東北地方一帯では、子どもに恵まれても、経済的事情などから育てられない人びとが墮胎や間引きなどの手段によって、子どもを持たないことを選択するといわれてきた。そして、それを食い止めるためにとられたのが、この赤子養育仕法であった。因みに、幕府からは明和4（1767）年に墮胎・間引きを行わないようにという触れが出されている⁵⁾。

赤子養育仕法は、東北諸藩のように出産子ども数に応じて米や金などを支給するという「出産奨励策」である場合と、岡山地方で見られるように、墮胎や間引きに罰則を課すなどの「出産取締まり策」である場合とがあった⁶⁾。また、赤子養育仕法は藩の施策であると同時に、実務は村役人レベルもかなり担うという、町村レベルの施策でもあった。二本松藩で赤子養育仕法が行われたのは、他の地域よりもかなり早く延享2（1745）年のことであった（表2）。そして、天保3（1832）年までの数次にわたり、改正された。

施策は、兄弟の数やその年齢、母親の状態（存

表2 東北・北関東諸藩での赤子養育仕法開始時期（年代順）⁷⁾

享保 11 年 (1726)	三春藩 (A)
享保 18 年 (1733)	新庄藩 (A) ⁸⁾
元文年間中 (1736-40)	白河藩 (C) ⁹⁾
延享 2 年 (1745)	二本松藩 (B, D)
宝暦 12 年 (1762)	黒羽藩 (A)
安永 3 年 (1772)	桑折代官領 (A) ¹⁰⁾
安永 4 年 (1773)	守山藩 ¹¹⁾ (A)
安永 5 年 (1776)	会津藩 (B) ¹²⁾
安永 7 年 (1778)	水戸藩 (A)
天明元年 (1781)	越後高田藩領 (B)
天明 3 年 (1783)	棚倉藩 (A)
天明 6 年 (1786)	中村藩 (A)
寛政 4 年 (1792)	米沢藩 (A) ¹³⁾ , 泉藩 (A), 仙台藩 (A)
享和 3 年 (1803)	塙代官領 (A)
文化年間 (1804-17)	笠間藩 (B)
文化 3 年 (1806)	秋田藩 (E) ¹⁴⁾

出所：A = 遠藤久江、菊池義昭 (1991) 「近世の東北における救済の実態史Ⅱ——東北及び北関東における赤子養育制度の状況と会津藩の事例を中心に」 pp. 201-226. 『会津短期大学研究年報』福島県立会津短期大学, p. 204.

B = 郡山市編 (1971) 『郡山市史 第三巻 近世 (下)』国書刊行会。

C = 須賀川市教育委員会編 (1980) 『須賀川市史 近世——江戸時代』須賀川市教育委員会。

D = 二本松市編 (1982) 『二本松市史 6 資料編 4 近世Ⅲ』二本松市。

命か否か、奉公中か否かなど) に従って細かい規定が設けられ、必要に応じて改正が行われた。二本松藩では、天明 6 (1786) 年に藩政改革の中で赤子養育仕法にも大きな改正が行われ、右のように定められた¹⁵⁾。

この施策においては、対象者にいわゆる「所得制限」がある。具体的には奉公人を雇っている場合には、給付しないというものである。しかしながら、この天明 6 年の施策では、「奉公人がいても貧しい者もあるだろうから、その場合は手当を与える」と受給対象に緩和傾向が見られる。しかし、奉公人を 2 人以上雇っている場合にはどのような場合であっても給付しない、と付け加えることも忘れていない。また、奉公人を雇っていても裕福な者には与えない、とも定めている。ただし、裕福かどうかの判定は「村役人が吟味の上、その子細を別紙で申し立てるべし」とされていた。さらに、手当の効果の箇所でも後述するが、天明 6

「赤子出生養育御達書」(永世の基本とした)
 〈藩主〉9代 丹羽長貴
 〈施策者〉成田頼綏 (御用人)
 〈財源〉藩からの下賜金と豪商豪農からの献金を一般領民へ貸し付け、その利子で買い付けた米を養育手当とする
 〈対象〉裕福な者は除外。引越移入者は居住 4 年目から適用
 〈養育手当資格〉11 歳未満の子供が 2 人以上
 〈手当〉
 ① 2 人の場合 その年のみで米 5 斗入り 1 俵
 ② 3 人か 4 人になった場合 半人扶持 (1 日 2 合 5 勺の玄米) を 2 年間
 ③ 5 人以上の場合 半人扶持を 3 年間
 その他、衣類および金を支給
 〈支給日〉4 月と 10 月の 2 回、大・小の月数を計算して支給
 〈支給場所〉安積三組 (郡山組・大槻組・片平組)¹⁶⁾ は郡山町の郷蔵場

年の手当からは、奉公中の女性が出産した場合には並の手当よりも高い手当を支給することや双子の場合も高い手当を支給する¹⁷⁾など、養育の困難さに応じて高額の手当を支給するように定められていた。また、対象者は原則として領民であるが、他領からの移入者についても移入4年目からは手当を支給した。しかしながら、領民が養子として呼びよせた者の子どもについてはすぐに手当を支給すると規定されていた。

また、対象となる子ども数については、子どもを養子に迎えたために子ども数が増えた場合にも手当計算の子どもに入れる。その代わりに、他領へ自分の子どもを養子として出してしまったり、あるいは出生後1カ月以内に死亡してしまったりした赤子の数は計算に入れない。さらに、赤子が出生したときに兄姉がいて手当対象となった場合に、子どもが死亡しても、死亡したのが赤子ではなく兄姉の場合には手当を与えるとされている。これは、赤子の養育が困難であること、あるいは人びとが困難と考えることに依拠した施策といえよう。また、養育の困難さに関していえば、両親、とくに母親が死んでしまったような場合は大事と考えられており、別途報告するように規定されていた。

そして、施策実行に関して当初は代官と名主がその任に当たっていたが、やがて藩は郡奉行から独立した「生育御用掛」および「生育掛」を、町村レベルには「生育才判人」をおいた。また、出生の赤子があると、それが手当に該当するかしなにか、する場合にはどの手当に該当するのかも含めて村ごとに毎月書き上げさせ、町村の属する組ごとにとりまとめて代官所に届けさせた。

支給は年2回に分けて各町村が属する組ごとに行われ、支給場所も原則として居住する町村に近い場所と定められていた。だが、組によって希望があれば別の場所での支給であり、その場合は事前に申し出ることとされていた。また、二本松城下から遠方の山中の村々など、米で受け取るのが困難である場合には、金で支給することも可能である旨も定められていた。

しかし、赤子養育仕法の興味深い点は、単にその表面的な施策のみではない。すなわち、赤子養

育仕法のために必要とされる資金調達方法も人口増加策の一面を持つのである。ここでは、元手を一般領民に貸し付けてその利子を赤子養育仕法に運用すると定められているが、どのような場合に貸付を受けられるのかみていこう¹⁸⁾。

①質物奉公人など

金を借りて、その形として奉公をしているような場合である。この借金分を赤子養育仕法の積立金から借り受けて奉公先（もともとの貸主）に返却する。この地域の奉公形態は夫婦で共に奉公先に住み込む場合もあり、必ずしも夫婦の別居を意味しない。しかし、そうではあっても、奉公に出ずに済むということは、子供を持つ機会を増加させることにつながろう。

②困窮にて貳拾歳頃迄女房呼取兼候者

貧しいため、20歳ごろまで嫁が来ない場合である。男性の20歳という年齢は、現在ならば結婚していない者のほうが多いと考えられる。だが、近世東北地方の平均初婚年齢は男性で20.8歳であり、そろそろ結婚したほうがよいと考えられる年齢であった¹⁹⁾。彼らに金を貸し、結婚を奨励することは、出産を増加させることにつながろう。さらに、越後出身の女性は子どもに恵まれることが多いという考えがあり、縁組が奨励された。

③新竈立候者

新しく世帯をたてた者である。新世帯となる者の年齢や構成にもよるが、新世帯の形成を援助するというのも、出産を増加させることを見越した施策といえる。

以上のような場合に、元金から金を借りることができ、その利子を運用することによって、制度の持続性が図られた。具体的には、表3に示したとおりであり、各ケースにおいて、利子率などもいくら借りると毎月いくら返済すると細かく規定されていた。表4は、実際に史料に記された天明6年の10月に元金1両を7年間で借りた場合の例である²⁰⁾。

表3 赤子養育基金からの貸出

	元金 (両)	利子 (元金に 対し、1カ月 に付。分)	利子率 (年、%)	返済 年数	借金限度額	備考
①質物奉公人	20	1	15	10	男5両、 女3両2分	保証人2人、 借金未済中の 奉公は不可
②20歳まで独身の男性	25	1	12	10	3両	
③新しく世帯をたてた者	20	1	15	10	5両	

注：1両は4分。元金・利子の数字は、計算が容易になるための仮定の数字と考えられる。

表4 借金返済割合例

	元金残額	元金返済分	利子	元利返済合計
10月-12月分	60	0	2.25	2.25
1年目	60	8.6	3	17.6
2年目	51.4	8.6	7.71	16.31
3年目	42.8	8.6	6.42	15.02
4年目	34.2	8.6	5.13	13.73
5年目	25.6	8.6	3.84	12.44
6年目	17	8.5	2.55	11.05
7年目	8.5	8.5	1.275	9.775
計	—	60	38.175	98.175

注：単位は匁。ここでは、60匁=4分=1両。

出所：表3・表4とも、郡山歴史資料館所蔵、今泉文書、支配476、午年（天明6年か）。

2 赤子養育仕法の効果

それでは、赤子養育仕法は、出産奨励をなしえたのか。残念ながら、施策とその効果の関係は、いつの時代でも明瞭ではない。たとえば、施策と史料から得られる「合計特殊出生率」²¹⁾の変化からは、確かに「合計特殊出生率」が下がったときに施策が再検討される傾向はうかがえる。しかしながら、その逆、すなわち施策がとられたことによって「合計特殊出生率」がすぐに上昇したとは考えにくい²²⁾。また、支給が赤子の生育が困難な家庭に対してなされたのであれば、効果は出生数ではなく当初は乳幼児死亡率の低下として表れると考えられる。

それでは、施策の効果が全くなかったかという、そうとも言い切れない。すなわち、仕法の存在が効力を発揮するためには、仕法を個人レベルまで浸透させる必要があり、たとえ仕法の存在を知ったところで、人びとがすぐに従来の慣習を変化させるとは考えにくい。ただし、仕法では、村

の人数に応じて出生数の多い村には褒美を取らせるという規定もあり、「仕法の効果があったので、その遂行に携わっていた村役人などへ藩から酒の振る舞いをする」という史料も存在する²³⁾。

また、仕法の存在は、出産環境にいくつかの変化をもたらした。ひとつは、出産管理である²⁴⁾。子どもを身ごもると村役人に届け出ることが順達され、村役人側でも身ごもった女性がいまいか目を光らせ、「懐妊書上」が行われた。さらに、出産にあたっては2月と8月の年2回に出産を書き上げるといって、「赤子改」が行われた。これらのことは、墮胎・間引きを行いくくした。また、出産・生育が本当に困難であろうと思われる、双子の出産や奉公人として働いている女性の出産にも仕法は光をあてており、そこでは若干ながら以前よりは子どもが生まれて育った可能性がある。少なくとも、それまでは闇に葬られた可能性のある、双子として生まれた子どもが史料に記録されるようになった（表5）。

表5 郡山上町の史料に表れた双子の出生

母	父	出生年	子の名 1	性別	消滅年	消滅理由	子の名 2	性別	消滅年	消滅理由
いろ	与五郎	1795	あき	女	1856	病死	しま	女	1795	病死
いく	糸蔵	1800	鶴蔵	男	1866	病死	亀蔵	男	1835	入夫縁付
いろ	与五郎	1804	よし	女	1820	欠落	かや	女	1815	病死
かめ	与七	1807	与三郎	男	1833	欠落, 以後除	つき	女	1827	欠落
しめ	助三郎	1808	助四郎	男	1808	病死	とめ	女	1808	病死
つき	甚平	1813	甚之助	男	1813	病死	よそ	女	1831	病死
ちん	直吉	1814	まつ	女	1814	病死	くま	女	1814	病死
つれ	善兵衛	1821	巳之吉	男	1865	養子	かの	女	1836	病死
しけ	彦七	1822	ふく	女	1827	病死	よね	女	1838	病死
いわ	七太郎	1822	圓蔵	男	1829	病死	かね	女	1870	史料最終年
さよ	久七	1826	鶴松	男	1828	病死	亀松	男	1870	史料最終年
あき	久兵エ	1835	藤九郎	男	1861	欠落	よね	女	1854	養女
よの	吉兵エ	1835	傳六	男	1836	病死	傳吾	男	1836	病死
みな	藤作	1839	元吉	男	1841	病死	ひて	女	1868	妻に参る
うん	藤七	1839	いの	女	1843	病死	しか	女	1842	病死
るひ	甚右衛門	1841	忠蔵	男	1843	病死	常蔵	男	1843	病死
きよ	三次郎	1846	かめ	女	1870	史料最終年	つる	女	1847	病死
りさ	兼吉	1848	金太郎	男	1850	病死	金次郎	男	1850	病死
こえ	作蔵	1848	鶴太郎	男	1853	病死	亀次郎	男	1870	史料最終年
その	善吉	1849	つる	女	1849	病死	かめ	女	1852	死亡
みや	小太郎	1849	亀松	男	1870	史料最終年	鶴松	男	1849	病死
とめ	喜八	1851	助作	男	1857	養子	のふ	女	1857	養女
はな	馬吉	1852	まつ	女	1852	病死	たけ	女	1852	病死
とく	鉄次	1855	けん	女	1870	史料最終年	こん	女	1870	史料最終年
とり	吉右衛門	1855	鶴吉	男	1858	病死	亀吉	男	1855	病死
すか	太田耕雲	1858	うた	女	1866	養女	文弥	男	1870	史料最終年
はつ	金太	1863	つる	女	1864	病死	かめ	女	1864	病死
てん	藤吉	1865	亀五郎	男	1867	病死	鶴五郎	男	1867	病死
はる	佐介	1866	かつ	女	1870	史料最終年	こと	女	1866	病死

出所：郡山上町人別改帳（郡山歴史資料館所蔵，今泉文書）。

郡山上町においては、人別改帳で追える1708年から1870年までの全出生件数6162件の内、双子の出生は29件確認される。これらはすべて、天明6年の赤子養育仕法の改正が行われた後である。また、母親が奉公中の手当についても、実に細かく決められており、母親が「出生後養育のために奉公から戻った場合は普通の手当に切り替える」という規定さえある。

3 現代の各地域の施策と赤子養育仕法

さて、現代「少子化」が問題とされ、地域レベルでも様々な施策がとられている。例えば、東京都練馬区においては、平成18年度から第3子以降の出産に20万円の祝い金が支出されているし、中央区では妊娠すると3万円の出産支援タクシー券が助成されている²⁵⁾。これらは、まさに近世の赤子養育施策と類似といえよう。しかしながら、

近世の方が若干優れていた点もある。それは、赤子養育金が、出産時のみの単発のものではなく、兄弟の数によっては、数年にわたって支給されている点である²⁶⁾。

労働力人口の減少を憂えて、対策を講じようとするのならば、やはり子どもを産んで育てていける、子どもを持つことが人生においてプラスになるという、絶対的かつ長期的な社会経済的安心感が必須である。そして、江戸時代においても現代においても、人びとの行動習慣が施策によってすぐに変化するとは考えにくい。施策の効果は徐々に現れてくるものである。効果を出すためには、単発的な施策ではなく、social netをも十全に備えた、人びとの暮らしに魅力的な地域社会造りが必要とされるだろう²⁷⁾。

- 1) 二本松藩の仁井田村、下守屋村、郡山町の事例である。出生1カ月以内の新生児死亡は記録から漏れることが多かったから、これより若干高かった可能性はある。
- 2) 速水融 (2001)『歴史人口学で見た日本』文春新書, pp. 56-64。また、近世マクロ人口に関する先駆的な研究として、関山直太郎 (1958)『近世日本の人口構造』吉川弘文館, がある。なお、近世初頭の人口数に関しては諸説あるが、速水氏の推計1200万人を採用すれば、近世前期はかなりの人口増加があったといえる。
- 3) 速水融, 同上。
- 4) 二本松藩および奥羽地方人口に関する全体像に関しては、速水融 (1982)「近世奥羽地方人口の史的序論」『三田学会雑誌』75巻3号, pp.70-92, 下守屋村に関しては、成松佐恵子 (1985)『近世東北農村の人びと 奥州安積郡下守屋村』ミネルヴァ書房, 仁井田村に関しては、同 (1992)『江戸時代の東北農村 二本松藩仁井田村』同文館, 郡山町に関しては、高橋美由紀 (2005)『在郷町の歴史人口学——近世における地域と地方都市の発展』ミネルヴァ書房, を参照されたい。
- 5) 二本松市編 (1999)『二本松市史 1 原始・古代・中世・近世 通史編1』二本松市, p. 710。
- 6) 沢山美果子 (1998)『出産と身体近世』勁草書房。
- 7) 東北における赤子養育仕法の地域分布に関しては、遠藤久江・菊池義昭 (1991)「近世の東北における救済の実態史Ⅱ——東北及び北関東における赤子養育制度の状況と会津藩の事例を中心に」『会津短期大学研究年報』, pp. 201-226, 福島県立会津短期大学のp. 204を参照されたい。
- 8) 享保18 (1733)年に間引きを禁止し、毎月管内の妊婦を調べ、養育できないときは調査の上、手当を与える触を出す (遠藤・菊池, 同上, p. 205)。また、文政4 (1821)年に赤子養育仕法の元金を作ろうとする動きがあったが、飢饉などにより奏功しなかった。
- 9) この養育手当は地域の豪商による。
- 10) 遠藤・菊池 (同上)では、桑折代官領, および守山藩, 会津藩に関し和暦と西暦が1年ずれているが, 和暦のほうを正しいと考えてここではそちらを記載した。

- 11) 水戸藩支藩。
- 12) 間引き問題に最初に取り組んだのは、会津藩 (遠藤・菊池, 同上, p. 211)。
- 13) 浅野源吾編 (1936)『東北産業経済史 第三巻 秋田藩史』東洋書院, によれば、寛政11 (1799)年には荒蕪地を再墾し、その収益を貸し付けて「生育金」を作った。これは、功を奏したと書かれている。また、米沢藩では独身者への配偶者の世話も行った。
- 14) 秋田藩では、捨子に関しても、撫育料を定めた (浅野編, 同上)。
- 15) この地域の赤子養育仕法に関しては、二本松市編 (1999) 同上, pp. 710-715, 郡山市編, 同上, pp. 67-70, 成松佐恵子 (2004)『名主文書にみる江戸時代の農村の暮らし』雄山閣, pp. 119-128などを参照されたい。
- 16) 郡山組は13カ村, 片平組は11カ村, 大槻組は7カ村。ちなみに、郡山町は郡山組に、下守屋村は大槻村に属する。
- 17) 天明6年から奉公中の手当については規定されているが、双子に関しては別途申し出るべし、とされており、その後具体的に手当に含まれるようになった。
- 18) 郡山歴史資料館所蔵, 今泉文書, 支配476, 午年 (天明6年と思われる)。なお、この文書は麗澤大学オープンカレッジ2006年度後期古文書クラスで史料として使用し、受講生の方々から貴重なご意見をいただいた。
- 19) Kurosu, Satomi, Noriko O. Tsuya and Kiyoshi Hamano. 1999. "Regional Differentials in the Patterns of First Marriage in the Latter Half of Tokugawa Japan". *Keio Economic Studies*, Vol.36, No.1.
- 20) これらは、すべて前掲今泉文書, 支配476から、そのままあるいは加工して用いている。
- 21) 合計特殊出生率は、1人の女性が生涯に産む子ども数ということで、現代問題にされている数値である。ここでは、史料から得られる数値であるため、完全に現代と同じと考えることはできない。しかし、同一史料内の増減傾向を見ることは可能である。
- 22) この関係については、高橋, 同上, p. 121, 図4-3を参照されたい。
- 23) 郡山歴史資料館所蔵, 今泉文書, 支配744, 年不詳。
- 24) 沢山美果子, 同上にも指摘がある。
- 25) <http://www.gikai.metro.tokyo.jp/gijiroku/yotoku/2006/d6216319.htm>
<http://www.city.nerima.tokyo.jp/kucho/1801/#07>
<http://www.city.chuo.lg.jp/kurasi/syusan/syussan/Taxi/index.html>
など。
- 26) もっとも、生活補助など従来からとられている政策を加味すればその限りではない。
- 27) これらのことに関して、浜野潔 (2006)「歴史から見た人口減少社会」『環』Vol. 26, 藤原書店, pp. 134-141も参照されたい。

たかはし・みゆき 日本学術振興会特別研究員。最近の主な著作に、『在郷町の歴史人口学——近世における地域と地方都市の発展』(ミネルヴァ書房, 2005年)がある。経済史・歴史人口学専攻。E-mail: ytakahas@reitaku-u.ac.jp。
<http://members.jcom.home.ne.jp/miyu-tak/>

現代と近世中期の人口減少・少子化対策

高橋 重郷 (国立社会保障・人口問題研究所副所長)

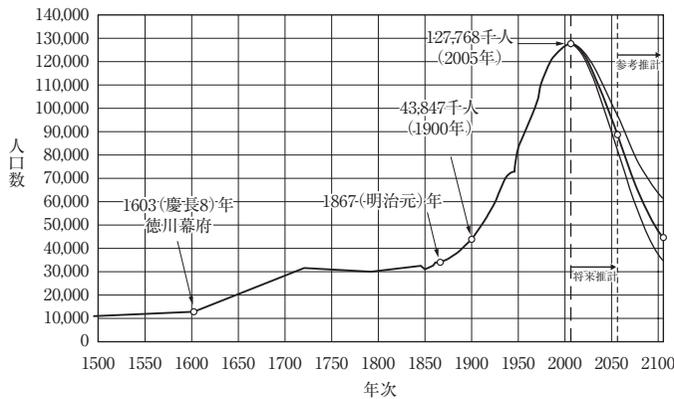
現代の人口減少と近世中期の人口減少

2005年の人口動態統計確定数によれば、年間の死亡数が108万3796人、同出生数が106万2530人と死亡数がおよそ2万人上回って、人口の自然減時代に入ったことが明らかにされた。いわゆる日本の人口減少時代の幕開けである。一国あるいは一地域において人口減少が引き起こされる人口学的要因は三つである。第一に、死亡率上昇により死亡数の増加が発生し引き起こされる人口減少である。第二に、出生率が人口置換水準¹⁾以下の水準へと低下し、出生数が実際に減少することによって発生する人口減少である。そして第三に、国外(地域の外)への人口転出の超過が起きる場合である。現在、これらの要因の動向は、長寿化

とよばれる寿命の改善が引き続き、また国際間の人口移動は日本人人口転出超過はあるものの外国人人口の転入超過が大きく超え、死亡と人口移動要因による人口減少はほぼ起きていないと見られる。しかしながら、出生率は極めて長期にわたって低い水準にあり、このことに起因して今後大きな人口減少が発生するものと考えられている。

歴史人口学が明らかにしている近世中期の人口減少と現代の人口減少を対比し、類似性の有無についてみることにしよう。現在確かに日本社会は人口減少局面に入ったとみられるが、実際の人口減少自体は自然増減で2万人減に過ぎず、観察されている規模からみれば近世中期の人口減少規模が大きい。また高橋美由紀論文の二本松藩領内人口の趨勢からも当時1割近くの人口減少が指摘さ

図1 日本の長期人口趨勢



年次	中位	高位	低位
2005年	←	127,768 (100.0%)	→
2030年	115,224 (90.2%)	118,347 (92.6%)	112,578 (88.1%)
2055年	89,930 (70.4%)	97,775 (76.5%)	84,106 (65.8%)
2080年	63,387 (49.6%)	76,356 (59.8%)	54,721 (42.8%)
2105年	44,592 (34.9%)	61,489 (48.1%)	34,518 (27.0%)

資料：近代統計以前は、鬼頭宏『人口から読む日本の歴史』講談社、2000年、および森田優三『人口増加の分析』日本評論社、1944年。
2005年以前は総務省統計局公表資料による。2005年以降の数値は、国立社会保障・人口問題研究所『日本の将来推計人口(平成18年12月推計)』による。

れており、相当大きな規模の人口減少が地域的に起きたことを示している。また、そうした人口減少がみられた地域では現在でいう「少子化対策」が行われ、きめの細かな出産奨励策が実施されていたことが明らかにされている。

こうしたことから、人口減少という歴史上の出来事が現代の人口減少との間で共通性あるいは類似性があるのかどうかを検討することは極めて意義深いものであると考えられる。現在、始まったばかりの日本の人口減少は今後大規模に起きることが予見されており、その規模は近世中期の地域的な人口減少と比較し、歴史上経験したことの無い人口減少になるものと推計されている(図1参照)。したがって、今後の人口趨勢を考慮に入ると人口減少の大きさに関しては必ずしも共通性・類似性があるわけではないが、これらの検討から近世中期と現代の人口原理に違いが見いだせるのかも知れない。類似性にかかわるもう一つの点は、天明の飢饉を端緒とする二本松藩の人口減少は同時に出生率低下を伴っている点である。後に述べるが、現代の少子化は1970年代から始まっており、三十数年後の現在、人口減少の兆しが見られ始めたところである。また、近世中期の人口減少が、「やがて19世紀の第1四半期を過ぎたところから(中略)人口数の回復が始まった。」というように、もともと人口減から立ち直る潜在的な力を温存していたことが考えられる。しかしながら、現代の人口減少については、人口数の回復の兆し

もみることにはできない。この点については近世中期と現代の出生力の差異という観点から論じることにはしたい。

現代の出生率低下の人口学的構造

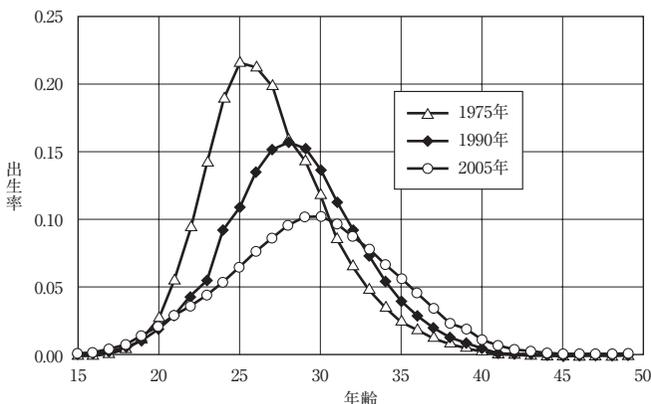
現代の少子化は、1973年のオイルショックの翌年から始まり、すでに三十数年を経過した。出生率水準を表す代表的な統計指標である合計特殊出生率²⁾は1973年の2.14から翌年に2.05へと低下した。いわゆる人口置換水準以下の出生率への低下であり、潜在的に人口減少を生み出す水準へと割り込んだ。1980年代中頃に一時的な反転現象が見られたものの、その後も持続的な出生率低下が続き、2005年現在で年次別に観察される合計特殊出生率は1.26の水準にまで低下してきている。

この極めて低い水準への出生率低下の特徴を人口学的な観点から整理しておくことにしよう。まず、出生率の低下を年齢別に比較すると日本の少子化がどの年齢で引き起こされたかがわかる(図2)。

1975年から2005年の間に、大きく縮小したところは、20歳代の出生率である。逆に30歳代の出生率は若干拡大してきている。とくに出生率の年齢のピークは、25歳から28歳を経て、いまや30歳である。このことから分かるように、日本の少子化は、出産子育て期のエイジング、すなわち晩婚・晩産化をとまなっている。

さて、人口学的にみて出生率低下には、二つの

図2 女性の年齢別出生率



資料出所：国立社会保障・人口問題研究所『人口統計資料集2007』, 2007年。

要因があり、第一に結婚の変化（未婚率の上昇）そして第二に夫婦の出生行動の変化（夫婦が産む子ども数の減少）によるものである。実際のところ日本の出生率低下期において、結婚した女性は平均二人強の子どもを産んでいたにもかかわらず、合計特殊出生率が低下した。1990年代までの出生率低下は、そのほとんどが20歳代から30歳代前半女性の未婚率上昇により、結婚している女性の割合が減少することによって起きていた。

未婚化を国勢調査から確認すると、1970年代の25～29歳の女性の未婚率はおよそ2割で、5人に1人が未婚という状態であった。ところが1980年代に入ると急速に未婚率は上昇に向かい、1985年の25～29歳の未婚率は30.6%と上昇した。その後、2005年には59.0%を記録するに至った。さらに、30歳代前半の女性の未婚率も1985年の10.4%から2005年には32.0%へと上昇し、実に女性のほぼ3人1人が未婚という状態にある。その結果、結婚している女性達の減少を生み出し、そのことが年齢別出生率でみた20歳代出生率の大幅な縮小をもたらしたのである。

しかしながら、1990年代に入ると出生率の低下は、1960年代前半に生まれた女性達の結婚年齢の上昇とともに、結婚後も従来のペースで子どもを生んでいないという調査結果が得られるようになった。国立社会保障・人口問題研究所の『出生動向基本調査』によると1983～87年に結婚した夫婦の平均出生子ども数は2.23人であったが、1986～90年に結婚した夫婦では2.09人と、長らく2.2台にあった夫婦出生力に縮小がみられた。このように、結婚の変化だけでなく夫婦の出生行動の変化も少子化の要因として重要になってきた。

そうした未婚化や晩婚化という結婚変動、ならびに1990年代以降の夫婦の出生行動の変化をもたらしている社会経済的背景はどのようなものであろうか。その理由の一つは、日本経済の変化、すなわち経済のサービス化と女性就業の進展がある。日本の経済は、1973年のオイルショック後、高度経済成長期を終え低成長期に入った。この頃から第二次産業中心の経済から第三次産業を中心とする経済への転換が徐々に始まった。とくに、1980年代に入ると、日本の経済政策は輸出主導

型の経済構造から内需主導型の経済へと構造転換が進められた。その結果、経済のサービス化が進展し、未婚女性の就業化・雇用労働力化が大きく進展し、この女性の就業状況の変化が、日本社会の未婚率の上昇と晩婚化を生じさせ、出生率の低下につながったと考えられている³⁾。

現代の少子化と近世中期の少子化

現代の少子化がもっぱら結婚行動の変化とそれに加えて夫婦出生力（夫婦の産む子ども数）の低下によってもたらされ、それが人口置換水準から大きく下回った出生率を生み出した⁴⁾。一方、江戸時代は全期を通じて寒冷な時代であったといわれ、そのため数十年に一度の凶作や飢饉が絶えなかったとされる。高橋美由紀論文が明らかにしているように、とくに江戸時代の中期、18世紀に入ると人口増加は停滞したが、人口増減には地域的な差異が生じたと指摘されている。とくに、東北日本は天候不順に見舞われ、農業生産の低下は天明の大飢饉をもたらした。地域農業経済の基盤に危機的状況を生み出した凶作と飢饉は、多くの人々の栄養状態を劣悪な状態に陥れた筈である。その結果、多くの人々が、死産を経験し、また一時的な不妊の増加によって妊孕力そのものが低下し、出生率そのものも低下した筈である。近世江戸中期の人口減少の第一の理由として、凶作と飢饉を原因とする「栄養状態の低下」を挙げることができよう。第二の理由として高橋美由紀論文が指摘している点として、農作業などを通じた過酷な「女性労働」や夫婦奉公等による出生抑制要因の存在がある。上記の出生率を抑制する要因には異論がない。

一方、近世中期の出生力については、二本松藩の町場と農村の合計特殊出生率でみると、低い時期で2.61、高い時期で町場の4.21が記録されている。天明の飢饉前後で低い出生力が観察されている。おそらく、凶作と飢饉の時期においては、低栄養状態から妊孕力そのものも低下したのであろう。ここで重要な点は、当時の人口置換水準に対する確かなデータはないが、凶作と飢饉によって一時的な人口置換水準以下の状態があらわれた可能性がある。すなわち、人口学というピリオッド

ド効果である。そして、その後の合計特殊出生率の水準は人口置換水準を上回る水準にあったとみることができよう。また、近世中期の日本の結婚は、生涯独身比率の高い西ヨーロッパの結婚形態と異なり、皆婚が一般化した社会であったと指摘されている⁹⁾。合計有配偶出生率の水準が夫婦の出生力水準を意味するものと解釈できるとするならば、皆婚化社会における比較的高い水準の出生率は、その後の人口回復を潜在的に支える原動力であったであろう。

近世中期と現代の少子化対策

高橋美由紀論文は、近世中期の東北・北関東諸藩の「赤子養育仕法」を詳細に分析し、近世中期における「少子化対策」として評価を行っている。藩という地域政府が独自に、「赤子養育仕法」という現在の児童手当法に相当する法を定め、現代の「少子化対策」とも言える施策をなぜ行ったのであろうか。これを探ることは、現代の少子化対策が時代を超えて正当性を持つ理由が探れるのではないであろうか。

近世における税（年貢）は村請負制であったと指摘されているが、このことは人口減少ならびに人口再生産の縮小（少子化）は、収穫高が減少することを意味する。したがって、生産高を維持して行くには、人口の維持と増加が不可欠となる。江戸時代中期の凶作と飢饉による人口危機は、藩政を司る領主はもとより村落社会にとって人口増加策は極めて高い政治的動機をもっていたであろう。そのことは「子ども」の存在が公共財としての意味を持ち、藩の存続発展にとって赤子養育仕法による「出産奨励策」が社会の正当性を持っていた。また、制度や仕組みが細かく出来ており、当時の村役人組織を基礎として長期にわたり運営されていたことは、現代の少子化対策とは大きく異なり、「懐妊書上」にみられるように、藩政の出生政策、ひいては人口増加に対する強い意志が読み取れる。

現代の少子化対策は、「少子化社会対策大綱（平成16年閣議決定）」に基づく実施計画である

「子ども・子育て応援プラン」があり、そこには129の施策が掲げられているが、いまだ出生率は回復基調にない。1970年代から始まる日本の少子化の主因が未婚化によるものであり、出産・子育てが「公共財」としての子どもという観点から施策として成り立っても、結婚行動という人々の自由な選択の上に行われる私的行為には、そもそも政策が馴染むのかどうかという問題も含んでいる。近世中期の人口減少が皆婚化する社会における凶作や飢饉による一時的な人口減と社会経済の困窮であると考えられ、少子化対策が及ぼす効果も当時の方がはるかに大きかった筈である。

現代社会は、未婚労働力に対する労働需要が極めて高く、一方で既婚労働力に対する労働需要は主として非正規雇用である。また同時に、結婚後の出産・子育てと仕事との両立の問題は解消されておらず、未婚状態から結婚・出産へのライフステージの移行が難しい。こうしたライフコースの段階の移行が女性就業時代に未婚化となつてあらわれており、歴史人口学研究の中にみられた皆婚化とは全く異なる特徴であることに留意したい。

- 1) 人口置換水準の出生率とは親世代の人口規模と子世代の人口規模がほぼ等しく入れ替わる水準の出生率のことで、現代においては期間合計特殊出生率でおよそ2.07前後である。
- 2) 出生率水準を表す代表的な統計指標として合計特殊出生率がある。この指標は、一人の女性がある年に観察された年齢別出生率にしたがって仮に一生涯にわたって出生行動をとるものと見立てた場合の期待平均子ども数である。
- 3) 現代の少子化に関する社会経済要因について論じる紙幅がないが、以下の文献を参考にされたい。
高橋重郷「結婚・家族形成の変容と少子化」大淵・高橋編著『少子化の人口学』原書房、2004年、133-162頁。
- 4) 人口置換水準を示す指標の一つである「純再生産率」は2005年で0.61である。母親世代の100人の女性が次の世代の成人女性を61人再生産していることを示している。
- 5) 鬼頭宏の研究によれば、「十六・十七世紀は、婚姻革命と呼んでよいほど大きな変動が起きた時代である。」とし、有配偶率の上昇、すなわち皆婚化を指摘している（鬼頭宏『人口から読む日本の歴史』講談社、2000年）。

たかはし・しげさと 国立社会保障・人口問題研究所副所長。最近の主な著作に「未婚労働力需要の拡大と未婚化現象」『経済学論纂』47巻、第3・4合併号、中央大学、2007年3月、163-174頁。人口学専攻。